

2025年度障害福祉サービス事業者等指導監査報告書

1 町田市の指導監査について

(1) 指導及び監査の目的

町田市（以下「市」という。）では2017年度から、市内の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して、指導及び監査（以下「指導監査」という。）を実施しています。

指導監査は、障害福祉サービス事業者等が法令等で定める最低基準及び指定基準等を遵守しているか等を個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導または是正の措置をすることにより、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、市における障がい者（児）福祉の増進に寄与することを目的としています。

(2) 指導について

指導の類型には、実地指導と集団指導があります。

ア 実地指導

実地指導は、指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所へ赴き、関係書類を閲覧し、関係者からの面談等で現状を確認します。特に改善を要すると認められた事項が生じた場合は、後日、実地指導を行った障害福祉サービス事業者等に通知し、原則として実地指導日から60日以内に改善状況報告書の提出を求めています。

指導根拠は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「支援法」という。）第10条第1項及び児童福祉法第57条の3の2第1項にある、自立支援給付（障害児通所給付費）の支給に関して必要があると認めるときの規定に基づいて、実地指導を実施しています。

実地指導の権限は、東京都と区市町村にあります。市での指導対象は、市内全ての障害福祉サービス事業者等を対象としますが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、市が所管する社会福祉法人が運営する障害福祉サービス事業者等のうち、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所については3年に1回、市が所管する社会福祉法人が運営する障害福祉サービス事業者等のうち上記のサービス以外を行う事業所並びに市が指定の権限を持つ指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者については指定の有効期間内に1回以上、その他の障害福祉サービス事業者等については必要に応じて、実地指導を実施することとしています。

イ 集団指導

集団指導は、指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集め講習等の方式により行うものになりますが、町田市では新型コロナウイルス感染拡大等を契機に、2021年度からオンラインを活用した動画資料送信方式での集団指導を実施しています。2025年度は、日中活動系（生活介護、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型、就労定着支援）事業所を対象とした集団指導を、動画資料を事業所に送信する形で実施しました。

国の指針においても集団指導の方法として、オンライン等の活用による動画配信等による実施が可能な旨が明記され、また事業所からも動画資料送信方式での実施要望が多いため、今後も動画資料送信方式での集団指導を継続していく予定です。

（３）監査について

自立支援給付に係る費用等の不正請求、著しく不当なサービスの提供が明らかな場合等には、監査を実施します。監査の結果、不正等が判明した障害福祉サービス事業者等に対しては、支援法第49条、第50条等に基づき、都知事が勧告、命令、指定の取消等の処分を行います。

2 2025年度指導監査実施状況

（１）実地指導の実施状況

2025年度の町田市の障害福祉サービス事業者に対する実地指導の実施状況は、下表のとおりです。

なお、文書指摘とは、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反するもの（軽微な違反や改善中のもの、特別な事情により改善が遅延しているものを除く。）、口頭指導とは、福祉関連法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反するもの（管理運営上支障が大きいと認められるものまたは正当な理由なく改善を怠っているものを除く。）を指しています。

2025年度・実地指導の実施状況

①は2025年4月1日現在

対象サービス数 (①)	実地指導を 行ったサービス 数(②)	②のうち 文書指摘を 行った サービス数(③)	②のうち 口頭指導を 行った サービス数	文書指摘と 口頭指導の 件数	実地指導の 実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
(1) 市が所管する社会福祉法人が運営する障害福祉サービス（(2)を除く）						
74	26	17	26	235	35.1%	65.4%
(2) 市が指定権限を持つ指定特定相談支援及び指定障害児相談支援						
43	13	12	13	101	30.2%	92.3%
(3) その他の障害福祉サービス						
356	15	15	15	328	4.2%	100.0%
(4) 合計						
473	54	44	54	664	11.4%	81.5%

(2) 実地指導における主な文書指摘事例

【サービス種別の分類】 居宅系＝居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 居住系＝共同生活援助、短期入所 施設系＝生活介護、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援B型、就労定着支援 相談系＝計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援 児童系＝児童発達支援、放課後等デイサービス	2025年度 指摘件数 全件数に占める パーセンテージ (件数の内訳)	合計
		213件
加算又は減算事項があるものに対して、適正に算定していない。	36件	居宅系 105
事業者は、各種加算又は減算についてはその要件に基づいて適切に算定しなければならない。 <主な指摘事例> 各加算の要件を満たしていなかった。詳細は、各根拠法令を参照。 <主な根拠法令> ・就労継続支援B型（福祉専門職員配置等加算）／平18厚労告523別表第14 8注1 ・就労継続支援B型（欠席時対応加算）／平18厚労告523別表第14 9注 ・就労継続支援B型（送迎加算）／平18厚労告523別表第14 14注1 ・放課後等デイサービス（強度行動障害児支援加算）／平24厚労告122号別表第3 6の2注 ・放課後等デイサービス（延長支援加算）／平24厚労告122号別表第3 10注1 ・計画相談支援（行動障害支援体制加算）／平24厚労告125別表 12注 ・障害児相談支援（サービス担当者会議実施加算）／平24厚労告126別表 10注 <改善の際の注意点> ・加算を請求する場合は、加算要件をよく確認してください。 ・加算又は減算対象となる介護給付費等について、町田市障がい福祉課と協議し、適切に処理してください。	16.9%	居宅系 32
	居宅系 15	施設系 22
	居住系 6	相談系 36
	施設系 5	児童系 18
	相談系 5	
	児童系 5	
重要事項説明書又は利用契約書について、未作成又は必要事項の記載が不十分。	24件	
事業者は、支給決定障害者等が利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（以下、重要事項説明書という。）を交付して説明を行わなければならない。 利用者との間でサービス提供に係る契約が成立したときは、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をもって、必要事項を記載した書面を交付しなければならない。 <主な指摘事例> ・重要事項説明書が、未作成又は必要事項の記載が不十分。 ・利用契約書が、未作成又は必要事項の記載が不十分。 <主な根拠法令> ・都条例第155号第13条第1項及び第2項 ・社会福祉法第77条第1項 ・障発第1206001号第3の3(1) <改善の際の注意点> ・重要事項説明書には、必要事項を全て記載し、必ず利用申込者に交付してください。 ・利用契約書には、必要事項を全て記載し、必ず利用者に交付してください。	11.3%	居宅系 14
	居住系 2	
	施設系 0	
	相談系 8	
	児童系 0	
利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備等の措置を講じていない又は講じているが不十分。	22件	
事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修の実施その他の障害者虐待の防止等のための必要な措置を講じること。 <主な指摘事例> ・虐待防止委員会を年1回以上開催していない ・虐待防止責任者を設置していない ・虐待通報先の掲示がない又は不十分 ・虐待防止研修を全従業員が年1回以上受講していることが確認できない <主な根拠法令> ・虐待防止法第15条 ・都条例第155号第3条第3項 ・都条例第139号第3条第4項 <改善の際の注意点> ・虐待防止委員会は、定期的に年1回以上開催してください。 ・虐待防止責任者は設置のうえ、重要事項説明書に記載する等により明示してください。 ・障害者虐待の相談、通報、届出先を記載した文書を掲示してください。 ・虐待防止研修は、職種や利用者に直接支援を行うか否か等を問わず、全従業員が年1回以上の受講が必要です。	10.3%	居宅系 10
	居住系 2	
	施設系 7	
	相談系 1	
	児童系 2	
事業所内の閲覧しやすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。	18件	
事業者は、当該事業所内の閲覧しやすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等しなければならない。 <主な指摘事例> 次の重要事項の掲示が無かった。 ・運営規程の概要 ・勤務の体制 （以下は相談支援事業所のみ） ・相談支援の実施状況 ・従業員の有する資格、経験年数 ・各加算の算定要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置していることが分かるもの <主な根拠法令> ・都条例第155号第35条 ・都条例第155号第92条 ・障発第1206001号第3の3(25) ・厚労省令第28号第23条 ・障発0330第22号第二の2(20) ・厚労省令第27号第31条 ・障発0330第21号第二の2(26) ・都条例第139号第41条 など <改善の際の注意点> ・事業所内の閲覧しやすい場所に、必要な重要事項を掲示するか、もしくは閲覧用ファイルを備え置きしてください。	8.5%	居宅系 9
	居住系 1	
	施設系 0	
	相談系 8	
	児童系 0	

【サービス種別の分類】 居宅系＝居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 居住系＝共同生活援助、短期入所 施設系＝生活介護、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援B型、就労定着支援 相談系＝計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援 児童系＝児童発達支援、放課後等デイサービス	2025年度 指摘件数 全件数に占める パーセンテージ （件数の内訳）
感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画に基づく必要な措置を行っていない、又は行っているが不十分。	17件
事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に行之、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	8.0%
<主な指摘事例> ・感染症対策の業務継続計画に基づく従業者への定期的な研修及び訓練が未実施、又は実施しているが不十分。 ・非常災害対策の業務継続計画に基づく従業者への定期的な研修及び訓練が未実施、又は実施しているが不十分。	居宅系 3
<主な根拠法令> ・都条例第155号第12条の2 ・障害1206001通知第三3(23) ・都条例第139号第14条の2 ・障害0330通知第三3(28)	居住系 5
<改善の際の注意点> ・感染症対策、非常災害対策のそれぞれについて、業務継続計画を策定し、措置を講じることが必要です。 ・感染症対策、非常災害対策のそれぞれについて、研修及び訓練の両方の実施が必要です。	施設系 2
	相談系 6
	児童系 1
サービスの提供の記録について、必要事項を記載のうえ、利用者から確認をうけていない。	16件
事業者は、サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。また、事業者は、記録に際し、利用者から、サービスの提供を受けたことについて確認を受けなければならない。	7.5%
<主な指摘事例> ・サービス提供記録について、必要事項の記載が不十分、又は利用者から確認を受けていない。 ・サービス提供実績記録票について、必要事項の記載が不十分、又は利用者から確認を受けていない。	居宅系 15
<主な根拠法令> ・都条例第155号第23条 ・都条例第155号第154条 ・障害第1206001号第3の3(9) ・障害第1206001号第4の3(2) ・都条例第139号第25条 ・障害0330第12号第3の3(10) など	居住系 0
<改善の際の注意点> ・サービス提供記録とサービス提供実績記録票の両方について、サービスの提供日ごとに、支援内容やその他必要な事項を記録し、利用者から確認を受けてください。	施設系 0
	相談系 0
	児童系 1
月ごとに勤務表を作成していない。	12件
事業者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかなければならない。原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にする必要がある。	5.6%
<主な指摘事例> ・勤務表が未作成 ・勤務表に一部従業者の記載がない ・管理者の勤務状況の記載がない ・勤務時間の記載がない ・常勤・非常勤の別の記載がない ・兼務関係の記載がない	居宅系 7
<主な根拠法令> ・都条例第155号第56条 ・障害第1206001号第4の3(17)① ・都条例第155号第51条 ・障害第1206001号第4の1(7)① ・都条例第155号第12条第1項 ・障害第1206001号第3の3(22)① ・都条例第155号第195条 など	居住系 1
<改善の際の注意点> ・月ごとに勤務表を作成し、対象者と必要事項を全て記載してください。	施設系 3
	相談系 0
	児童系 1
障害福祉サービスの実施に係る計画等を作成していない、又は必要事項の記載が不十分。	10件
サービス提供責任者は、利用者の状況及び希望等を踏まえて、障害福祉サービスの実施に係る具体的な計画を作成しなければならない。	4.7%
<主な指摘事例> ・個別支援計画の必要事項の記載が不十分。 ・個別支援計画が未作成。	居宅系 3
<主な根拠法令> ・都条例第155号第10条第2項 ・障害第1206001号第3の3(16) ・都条例第139号第12条第2項 ・障害第0330号第12号第三の3(16)	居住系 0
<改善の際の注意点> ・利用者の状況及び希望等を踏まえて、障害福祉サービスの実施に係る具体的な個別支援計画を作成してください。 ・児童発達支援や放課後等デイサービス等の個別支援計画は、2024(令和6)年度から必要事項が大幅に増え、個別支援計画の別紙も必須になりましたので、漏れなく作成してください。	施設系 0
	相談系 4
	児童系 3

【サービス種別の分類】 居宅系＝居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 居住系＝共同生活援助、短期入所 施設系＝生活介護、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援B型、就労定着支援 相談系＝計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援 児童系＝児童発達支援、放課後等デイサービス	2025年度 指摘件数 全件数に占める パーセンテージ （件数の内訳）
感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するための必要な措置を行っていない、又は行っているが不十分。	10件
事業者は、事業所における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下、「感染対策委員会」という。）を定期的に開催し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため指針を整備し、従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練をいずれも定期的に実施しなければならない。	4.7%
＜主な指摘事例＞ ・感染対策委員会を定期的に開催していない ・感染対策指針を整備していない ・感染対策のための従業者に対する研修及び訓練を定期的に実施していない。	居宅系 3
＜主な根拠法令＞ ・都条例第155号第34条第3項 ・都規則第175号第4条の2 ・障発1206001通知第三3(24)② ・都条例第139号第39条第2項 ・都規則第167号第8条の2 ・障発0330通知第三3(31)	居住系 4
＜改善の際の注意点＞ ・感染対策委員会を定期的に開催してください。 ・感染対策指針を整備してください。 ・研修及び訓練の両方の実施が必要です。	施設系 0
	相談系 2
	児童系 1
職種毎に、勤務形態や資格等の基準を満たす員数を配置すること。	9件
事業者は、職種毎に、勤務形態や資格等の基準を満たす員数を配置しなければならない。	4.2%
＜主な指摘事例＞ ・法令で定められた資格等の基準を満たす従業者を、常勤換算方法で2.5以上配置していない。（居宅介護など） ・常勤かつ専従のサービス提供責任者を配置していない。（居宅介護など） ・利用者を6で除した員数以上の世話人を配置していることが確認できない。（共同生活援助） ・障害支援区分ごとの利用者人数に応じた生活支援員を配置していることが確認できない。（共同生活援助） ・サービス管理責任者の出退勤状況や勤務状況が記録で確認できない。（共同生活援助）	居宅系 6
＜主な根拠法令＞ ・都条例第155号第5条 ・都規則第175号第3条第1項 ・障発1206001通知第三1(1)及び(2) ・都条例第155号第194条 ・都規則第175号第43条第1項 ・障発1206001通知第十五1	居住系 3
＜改善の際の注意点＞ ・必ず、職種毎に、勤務形態や資格等の基準を満たす員数を配置し、その記録を保存してください。 ・サービス提供責任者やサービス管理責任者等を変更した場合は、東京都に変更届の提出が必要です。	施設系 0
	相談系 0
	児童系 0
身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じていない。	8件
事業者は、身体拘束の適正化を図るための必要な措置として、身体拘束適正化検討委員会の定期的開催、身体拘束等の適正化のための指針整備、従業者に対して身体拘束等の適正化のための定期的研修を実施しなければならない。	3.8%
＜主な指摘事例＞ ・委員会を年1回以上開催していない ・指針が未整備 ・研修を年1回以上開催していない	居宅系 7
＜主な根拠法令＞ ・都条例第155号第35条の2第3項 ・都規則第175号第4条の3 ・都条例第139号第42条第3項 ・都規則第167号第8条の3	居住系 0
＜改善の際の注意点＞ ・身体拘束の適正化を図るための必要な措置は、年1回以上の委員会開催、指針整備、年1回以上の従業者への研修の3点全てを実施してください。	施設系 0
	相談系 0
	児童系 1
苦情対応のため、必要な措置を講じること。	7件
事業者は、利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。具体的には、苦情に関する措置の概要及び苦情受付窓口について、事業所内に掲示する等を行わなければならない。	3.3%
＜主な指摘事例＞ ・苦情に関する措置の概要及び苦情受付窓口について、事業所内に掲示していない。	居宅系 7
＜主な根拠法令＞ ・都条例第155号第39条第1項 ・障発1206001通知第三3(29)①	居住系 0
＜改善の際の注意点＞ ・苦情に関する措置の概要及び苦情受付窓口について、事業所内（利用者等が見やすい場所。事務室内等の職員への声かけが必要な場所は不可）に掲示するか又は閲覧用ファイルとして備え付けしてください。	施設系 0
	相談系 0
	児童系 0

【サービス種別の分類】 居宅系＝居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 居住系＝共同生活援助、短期入所 施設系＝生活介護、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援B型、就労定着支援 相談系＝計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援 児童系＝児童発達支援、放課後等デイサービス	2025年度 指摘件数 全件数に占める パーセンテージ （件数の内訳）
指定に係る事項を変更した際に、東京都に適切に変更の届出を行っていない。	4件
事業者は、指定に係る事項を変更した際は、10日以内に、その旨を東京都に届出なければならない。 ＜主な指摘事例＞ ・運営規程の変更について、東京都に変更届を未提出 ・事業所の平面図の変更について、東京都に変更届を未提出 ＜主な根拠法令＞ ・支援法第46条第1項 ・支援法施行規則第34条の23第1項第1号 ・支援法施行規則第34条の7第1項 ＜改善の際の注意点＞ ・指定に係る事項を変更した際は、10日以内に、その旨を東京都に変更届を提出してください。	1.9%
	居宅系 3
	居住系 0
	施設系 1
	相談系 0
	児童系 0
区市町村から、法定代理受領により各種給付費の支給を受けた場合に、利用者に対し、当該利用者等に係る給付費の額を通知していない。	3件
事業者は、法定代理受領により各種給付費の支給を受けた場合は、当該給付費の対象障害者等（利用者）に対し、当該給付費の金額を通知しなければならない。 ＜主な指摘事例＞ ・法定代理受領通知を利用者に発行していなかった。 ・法定代理受領通知は発行していたが、発行日付が不適切だった。（給付費の受領前の日付で発行していた） ＜主な根拠法令＞ ・都条例第155号第27条第1項 ＜改善の際の注意点＞ ・給付費を受領後、利用者に給付費の金額を、適切な日付で通知してください。	1.4%
	居宅系 3
	居住系 0
	施設系 0
	相談系 0
	児童系 0
事業の運営についての重要事項のうち、一部の定めが運営規程にない。	3件
事業所は、事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。 ＜主な指摘事例＞ ・運営規程の必要事項の記載等が不十分。 ・事業所の実際の運営や重要事項説明書等を変更したが、運営規程が未改定 ＜主な根拠法令＞ ・都条例155号第11条 ・障発1206001通知第三3（20） ＜改善の際の注意点＞ ・運営規定には、必要事項を全て記載してください。 ・運営規程の記載事項に変更があった場合は、運営規程を改定してください。	1.4%
	居宅系 0
	居住系 0
	施設系 0
	相談系 2
	児童系 1

根拠法令等

略称	正式名称
虐待防止法	平成23年法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
支援法	平成17年法律第123号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
支援法施行規則	平成18年厚生労働省令第19号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」
児童福祉法	昭和22年法律第164号「児童福祉法」
児童福祉法施行規則	昭和23年厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」
都条例第155号	平成24年東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
都規則第175号	平成24年東京都規則第175号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
障発第1206001号	平成18年12月6日障発第1206001号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」
障発第1206002号	平成18年12月6日障発第1206002号「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」
都条例第139号	平成24年東京都条例第139号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
都規則第167号	平成24年東京都規則第167号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
障発0330第12号	平成24年3月30日障発0330第12号「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」
厚労省令第27号	平成24年厚生労働省令第27号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」
厚労省令第28号	平成24年厚生労働省令第28号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」
障発0330第22号	平成24年3月30日障発0330第22号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」
平18厚労告523号	平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
平24厚労告122号	平成24年3月14日厚生労働省告示第122号「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」
社援発第0115第1号	平成25年1月15日社援発第0115第1号「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正について
7福祉障施第221号	令和7年4月24日東京都福祉局障害者施策推進部長通知第221号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）」

（３）集団指導の実施状況

２０２５年度は、従前と同じく、より多くの従業者の方に受講していただく観点等から、期間を定めて動画資料送信での集団指導を下記のとおり実施しました。

動画配信方式での集団指導

※②の参加事業所数は、実施後アンケートの回答数で集計しています。

実施日	対象事業	対象サービス数 (①)	参加サービス数 (②)	出席率 (②／①)	主な内容
２０２５年 １１月５日（水）から １１月２８日（金）まで	町田市内の下記のサービス種別の事業所 ・生活介護 ・自立訓練（生活訓練） ・宿泊型自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援Ｂ型 ・就労定着支援	93	87	93.5%	実地指導における 主な指摘事項について ・共通編 ・運営編 ・利用者支援編